

渋川市

最終更新 : 2022/7/1

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	幼児教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)保育料の無料化 対象者： 渋川市居住の児童 内 容： 保育料無料（国の制度対象外となる0歳から2歳の住民税課税世帯の児童も対象） 問合せ： 《こども課 保育幼稚園係》 Tel：0279-22-2415
	公立幼稚園通園バス使用料無料化・私立認定こども園通園バス使用料一部補助事業 対象者： 公立幼稚園の通園バス使用者、私立認定こども園の通園バス使用者 内 容： 公立幼稚園通園バス使用者は全額無料、私立認定こども園通園バス使用者は一部補助 問合せ： 《こども課 保育幼稚園係》 Tel：0279-22-2415
	学校給食費全額公費負担 対象者： 渋川市立小中学校に通う児童生徒 内 容： 児童生徒の学校給食費を全額公費負担 問合せ： 《教育総務課 学校給食係》 Tel：0279-22-0132
	遠距離通学児童通学費補助事業・遠距離通学生徒通学費補助事業 対象者： 遠距離通学の小学校児童及び中学校生徒で対象となる路線バスを使用する者 内 容： 通学費全額補助 問合せ： 《教育総務課 管理・学校再編係》 Tel：0279-22-2076
	奨学金貸与事業 対象者： 本市に1年以上居住し、修学意欲と能力がありながら経済的理由により修学困難な者（高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学、短大、高等専門・専修（高等課程又は専門課程）学校に入学・在学） 内 容： 奨学金を無利子で貸与 ○高等学校、中等教育学校（後期課程）、専修学校（高等課程） 月額10,000円以内 ○高等専門学校 月額15,000円以内 ○大学、短大、専修学校（専門課程） 月額35,000円以内 問合せ： 《教育総務課 管理・学校再編係》 Tel：0279-22-2076
	県産木製品の出生祝い品贈呈 対象者： 市内に住所を有する乳幼児 内 容： 県産材を使用した木製品（積み木）を乳幼児検診時に出生祝い品として贈呈 問合せ： 《環境森林課 森林気候変動対策係》 Tel：0279-22-2114
	ブックスタート事業 対象者： 6か月児健康相談を受診する全ての乳児及びその保護者 内 容： 絵本を通して、子どもが本に触れるきっかけや親子が触れ合う時間をつくれるよう、保健センターで実施する6か月児健康相談時に絵本の読み聞かせを行う。また、絵本をプレゼントし、家庭での読み聞かせと親子の触れ合いの時間づくりに役立てもらう。 問合せ： 《市立図書館》 Tel：0279-22-0644
	不妊治療費助成事業 対象者： 婚姻から1年以上経過し、申請日の1年以上前から渋川市に住所を有する夫婦（夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可）で、医療保険加入者かつ市税の滞納をしていない者 内 容： 特定不妊治療または一般不妊治療に要する費用（群馬県の助成を受けた場合はその残額）の1/2を助成 ○特定不妊治療：上限10万円、1年度内に申請2回 ○一般不妊治療、上限5万円、1年度内に申請1回 同じ年度内に特定不妊治療か一般不妊治療のどちらか一方の申請が可 問合せ： 《健康増進課 管理予防係》 Tel：0279-25-1321
	不育症治療費助成事業 対象者： 婚姻し、渋川市に住所を有する夫婦（夫婦一方のみ渋川市に住所登録がある場合も可）で、医療保険加入者かつ市税の滞納をしていない者 内 容： 不育症の検査及び治療に要する費用（群馬県の助成を受けた場合はその残額）の1/2を助成 上限30万円 申請回数通算5回 問合せ： 《健康増進課 管理予防係》 Tel：0279-25-1321

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>借上賃貸住宅事業</p> <p>対象者：一定の収入基準を満たしている者 内 容：土地所有者等が公営住宅並に建設した賃貸住宅を市が借り上げ、入居者に家賃の助成をして賃貸する。 助成率：一般入居者は家賃の20/100を助成 高齢者・障害者・母子・父子家庭の入居者は家賃の30/100を助成 問合せ：《建築住宅課 住宅管理係》 Tel：0279-22-2072</p>
	<p>住宅リフォーム促進事業</p> <p>対象者：市内在住者 内 容：住宅のリフォームに対し補助金交付。 補助率：20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は10万円 問合せ：《建築住宅課 指導係》 Tel：0279-22-2072</p>
	<p>空家活用支援事業</p> <p>対象者：空家の所有者、空家を取得し、居住する目的でリフォームする者 内 容：空家のリフォームに対し補助金交付 補助率：20万円以上の補助対象工事費に対し1/10を補助、限度額は30万円。 市外転入者、若者夫婦世帯、子育て世帯、パートナーシップ宣誓世帯、居住誘導区域内にあるものに該当する場合は、補助額に加算を行う。 (加算額を含む最大50万円) 問合せ：《建築住宅課 指導係》 Tel：0279-22-2072</p>
	<p>移住者住宅支援事業</p> <p>対象者：住宅を取得して市外から転入する者 内 容：助成額：一律10万円。下記要件を満たすことで加算（加算額を含む最大110万円） また、市内過疎地域（伊香保、小野上、赤城地区）に住宅を取得した場合は下記加算額とは別に100万円を加算 <ul style="list-style-type: none"> 若者支援（申請者（所有者）が40歳未満10万円、30歳未満20万円） 子育て支援（同一世帯の15歳以下の子1人につき10万円） 新築市内業者利用（30万円） 中古住宅取得（10万円、空き家バンク利用30万円） 普通自動車運転免許取得支援（20万円） ペーパードライバー講習受講支援（上限3万円） テレワーク勤務支援（20万円） 県外勤務支援（20万円）※テレワークとの併給不可 県外移住者支援（20万円） 大家族支援（10万円） 多世代移住支援（10万円） 子育てシングルパパママ支援（10万円） 居住誘導区域加算（10万円） ※各種証明書の提出が必要です。 ※申請年度内において当市の「移住定住新生活応援事業助成金」又は「移住支援金」交付を受けている方は申請不可 問合せ：《政策創造課 移住定住支援係》 Tel：0279-22-2401</p>
	<p>住宅地等の売払い</p> <p>対象者：渋川市が所有する住宅地等の土地の購入を希望する個人または法人 内 容：分譲地や未利用の土地の売払い 問合せ：《財務課 資産経営係》 Tel：0279-22-2150</p>
	<p>空き家相談事業</p> <p>対象者：市内の空き家、空き地等の所有者・管理者、所有家屋が空き家等になるおそれがある者、または空き家、空き地の賃貸借又は売買を求める者。 内 容：毎月第二水曜日1回30分。相談無料。空き家の売買・賃貸、解体・改築などに対する相談について、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会の宅地建物取引士が対応。 問合せ：《政策創造課 移住定住支援係》 Tel：0279-22-2401</p>
	<p>空き家バンク</p> <p>対象者：渋川市内の空き家を買いたい（借りたい）方あるいは売りたい（貸したい）方 内 容：市内の空き家物件の情報をホームページなどで提供 【空き家バンク登録：随時募集中】 問合せ：《政策創造課 移住定住支援係》 Tel：0279-22-2401</p>
	<p>空き家家財道具等片付け支援事業</p> <p>対象者：渋川市空き家バンクに登録した空き家内の家財道具等を処分する者 内 容：家財道具処分費の3分の2、最大5万円を補助。 問合せ：《政策創造課 移住定住支援係》 Tel：0279-22-2401</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>空家跡地活用定住者住宅支援事業</p> <p>対象者：以下の3つの条件を全て満たす方 (1) 直系親族若しくは3親等以内が所有する空き家を解体したこと (2) 空き家を解体した同地番内に新築住宅を取得すること (3) 渋川市内に2年以上住んでおり、年齢が40歳未満であること</p> <p>内 容：基本額10万円。また条件に合致する者は下記加算額から合計で最大50万円を加算する。 ・若者支援：申請者（建物所有者が30歳未満） 10万円 ・子育て支援：申請者が扶養する15歳以下の子1人につき 10万円 ・市内業者利用：建設に係る業者の本社所在地が市内にある 30万円 ・過疎地域加算：市が定める過疎地域（伊香保、小野上、赤城地区）に住宅を取得 30万円 ・居住誘導区域加算：市が定める居住誘導区域に住宅を取得 10万円 ※渋川市で実施している住宅取得に関する他の補助金との併給は出来ません。</p> <p>問合せ：《政策創造課 移住定住支援係》 Tel：0279-22-2401</p>
農業体験・就業	<p>市民農園</p> <p>対象者：市内在住で農業者以外の者</p> <p>内 容：渋川地区 30m²×141区画 3,000円／年度、赤城地区 50m²× 74区画 3,000円／年度、 北橘地区 50m²× 30区画 3,000円／年度 【利用期間：1か年度間】</p> <p>問合せ：《農政課 振興係》 Tel：0279-22-2593</p>
就業・創業支援	<p>しぶかわ創業開業支援事業</p> <p>対象者：市内で創業又は重点地区で開業をする者</p> <p>内 容：創業又は開業に要する費用について、補助対象経費の1/2、上限額50万円（ただし、重点地区で創業又は開業をする場合は、限度額を50万円加算）の補助をします。 ※創業とは、事業を営んでいない個人が市内に主たる事業所を設け、市内で新たに事業を開始する場合 ※開業とは、既に事業を営んでいる個人又は法人が、重点地区に事業所を出店し、本地区内で事業を開始する場合 ※重点地区とは、渋川駅前通り沿線、伊香保温泉石段街周辺又は敷島駅前周辺をいう。</p> <p>問合せ：《商工振興課 まちなか再生・産業振興係》 Tel：0279-22-2596</p>
就業・創業支援	<p>しぶかわ企業進出促進事業</p> <p>対象者：渋川市外に有する本社機能の全部又は一部を渋川市内に移転する事業者、又は渋川市に初めてオフィスを設置し、事業進出を図る事業者</p> <p>内 容：【本社機能移転型】 渋川市外から市内に、3人以上の本社機能の従事者（うち2人以上の正規雇用職員が必要）を伴い本社機能を移転し、移転完了した日から5年以上継続して渋川市内で当該本社機能を運営することが誓約できる事業者に対し、補助対象経費の2/3、上限額1,000万円の補助をします。 ※本社機能とは、企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、情報処理、研究開発又は人材育成を行う機能をいう。この場合において、製造、営業及び販売機能等は含まない。 【オフィス進出型】 渋川市内に事業実態がなく、1人以上の正規雇用の従事者を伴い初めて市内にオフィスを設置し、設置した日から3年以上継続して当該オフィスを運営することが誓約できる事業者に対し、補助対象経費の2/3、上限額300万円の補助をします。 ※オフィスとは、事業者が開設した事務所であって、業務の全部又は一部が実施可能な事務所をいう。 また、オフィス以外の施設（工場、店舗等）を併設している場合又はオフィスを設置する同一敷地内にオフィス以外の用途で使用する施設を建設する場合は、対象とならない。</p> <p>問合せ：《商工振興課 産業立地推進係》 Tel：0279-22-2596</p>
その他移住支援	<p>移住定住新生活応援事業</p> <p>対象者：婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に渋川市内において新生活を開始した世帯</p> <p>内 容：令和3年4月1日以降に渋川市で婚姻等をし、住民登録がある、お二人とも40歳未満の方に1世帯あたり10万円、他市町村から転入した場合はお一人につき5万円加算し、最大20万円を助成します。 ※申請年度内において当市の「移住者住宅支援事業助成金」又は「移住支援金」の交付を受けている方は申請不可</p> <p>問合せ：《政策創造課 移住定住支援係》 Tel：0279-22-2401</p>
その他移住支援	<p>移住希望者お試し滞在費支援事業</p> <p>対象者：本市への移住検討中で移住に向けた準備として本市へ訪れて市内の宿泊施設に2連泊以上する人</p> <p>内 容：当市の宿泊に要した宿泊費について、大人（中学生以上）5,000円/人、こども（小学生）2,500円/人の補助をします。（1世帯あたり2万円上限）滞在期間初日の14日前までに補助金の交付申請書等の書類を提出してください。 ※未就学児は対象外</p> <p>問合せ：《政策創造課 移住定住支援係》 Tel：0279-22-2401</p>

分類	事業名（対象者・内容）
その他 移住 支援	<p>オンライン移住相談</p> <p>対象者： 本市への移住を検討中の方</p> <p>内 容： 毎週火曜日の午後（14:00-16:30）にオンライン移住相談を実施（要予約）料金は無料です。渋川市公式ホームページから申込みもしくは下記問合せ先まで御連絡ください。</p> <p>※通信費は御相談者負担となります。wi-fi環境推奨</p> <p>※オンライン移住相談システム「ZOOM」を使用します。</p> <p>※一回の相談目安は30分</p> <p>問合せ： 《政策創造課 移住定住支援係》 Tel : 0279-22-2401</p>
	<p>移住定住サポーター制度</p> <p>対象者： 本市への移住を検討中の方</p> <p>内 容： 本市への移住を検討中の方で渋川市に移住した先輩移住者の話が聞きたい、渋川市への移住、また定住に向けたサポートをしてもらいたいという方に市の移住定住サポーターが生活や暮らし等の相談に対応するもの。</p> <p>問合せ： 《政策創造課 移住定住支援係》 Tel : 0279-22-2401</p>